



預金保険制度

預金保険制度による預金等の保護範囲が平成17年4月より変わりました。
ここでは、預金保護のしくみについてご説明いたします。

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等(以下、「預金者」といいます)の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行(日本国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫
- ・信金中央金庫
- ・信用組合
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫
- ・労働金庫連合会

※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

ペイオフとは

ペイオフとは狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指します。

このほかに、預金全額保護の特別措置が終了するという、すなわち、万が一金融機関が破綻したときには、預金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

「ペイオフ解禁」といっても、すぐに預金のカットされるわけではありません。

預金保険制度による預金保護の方法

預金保険制度による預金保護の方法には次の2つがあります。

①保険金支払方式(これをペイオフといいます)

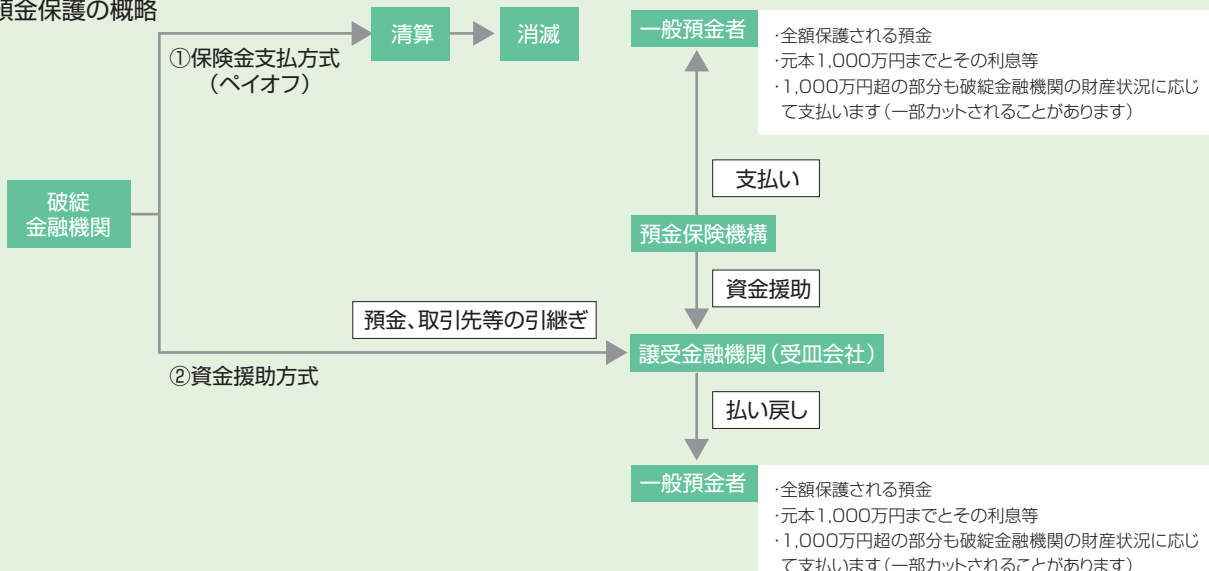
万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式

②資金援助方式

万が一金融機関が破綻した場合に、譲受金融機関に付保預金(預金保険で保護される預金)などを引継ぐ方式

いずれの方式を選択しても、預金保護の範囲は変わりません。

預金保護の概略



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度(預金保護のしくみ)」より

預金保険の対象となる預金等

預金保険の対象となる預金等は次のとおりです。

預金保険の対象となる預金等	預金保険の対象とならない預金等
<ul style="list-style-type: none"> ● 預金（右欄の預金を除きます） ● 定期積金 ● 掛金 ● 元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含みます） ● 金融債（保護預り専用商品に限ります） ● 上記を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨預金 ● 譲渡性預金 ● オフショア預金 ● 日本銀行（国庫金を除きます）・対象金融機関の預金（確定拠出年金の積立金の運用部分を除きます） ● 預金保険機構の預金 ● 無記名預金 ● 他人・架空名義預金 ● 導入預金 ● 元本補てん契約のない金銭信託 ● 金融債（保護預り専用商品以外のもの）

預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります^(注)。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

(注) 平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全 額 保 護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^(注1) は全額保護（恒久措置）
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円 ^(注2) までとその利息等 ^(注3) を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

(注1) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。



預金保険制度

ここでは、お客さまの預金保険制度に関する疑問や質問にお答えします。

Q1 平成17年4月以降、保護される預金等の範囲はどのようになりますか。また、平成17年3月までの保護される範囲との変更点はどこですか。

- A**
- 平成17年4月以降は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
 - 保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。
 - なお、平成15年4月から平成17年3月末までの2年間に於いては、保険によって保護される範囲は、平成14年度と同様、保険の対象となる預金等のうち、当座預金、普通預金、別段預金については全額、それ以外の定期預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額でした。

Q2 1預金者の預金等を合算した結果、全額保護される決済用預金を除き、1,000万円を超える預金等がある場合、付保預金額の算定はどのような手順で行われるのですか。

- A**
- 同一預金者の預金等を合算した結果、保険対象預金等のうち、決済用預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合には、預金保険法で定められた次のような優先順位により、元本1,000万円を特定することとなっています。

- ①担保権の目的となっていないもの
 - ②弁済期(満期)の早いもの
 - ③弁済期(満期)が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの
 - ④金利が同じ預金等が複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの
 - ⑤担保権の目的となっているものが複数ある場合は預金保険機構が指定するもの
- なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、当該預金者の積立分も含め付保預金額を算定しますが、付保預金を特定するための優先順位については、加入者個人の預金等が優先されます。

- 預金者が複数の預金等を有している場合、付保預金額を算定するための優先順位を例示すると次のとおりとなります。

(1) 一般預金のケース

種 類	担保設定の有無	満 期 日	金利(%)	優先順位
普 通 預 金	無	—	0.002	1
定 期 預 金	無	平成17年 9月1日	0.015	2
定 期 預 金	無	平成17年 9月1日	0.020	3
定 期 預 金	無	平成17年12月1日	0.010	4
定 期 預 金	有	平成17年 8月1日	0.050	5

- (2) 決済用預金(当座預金、利息のつかない普通預金等)のケース
全額保護されるため、別扱いとなります。

Q3 ペイオフや預金保険制度に関する資料・情報の入手方法は。

- A**
- 当行では、お客さまの疑問・不安にお答えするために、『ペイオフ相談窓口』を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がペイオフや預金保険制度に関するさまざまな相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備え付けております。

推進部個人営業課 TEL022-225-8602
 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00
 (土日祝日を除きます。)

関連ホームページ
もご覧ください。

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>
 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>